

第1 監査の対象 市民自治部（市民自治推進課，市民窓口センター，市民相談情報課，防犯交通安全課，六会市民センター，片瀬市民センター，明治市民センター，御所見市民センター，遠藤市民センター，長後市民センター，辻堂市民センター，善行市民センター，湘南大庭市民センター，湘南台市民センター及び鵜沼市民センター）並びに公益財団法人藤沢市みらい創造財団，特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会，公益社団法人藤沢市観光協会及び江ノ島電鉄株式会社に係る平成25年度（2013年9月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2013年12月24日（火）

第3 監査を実施した委員

監査委員	青	柳	義	朗
同	中	川	隆	
同	塚	本	昌	紀
同	渡	辺	光	雄

第4 監査の結果

1 市民自治推進課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は，藤沢市市民活動推進センター運営管理業務ほか7件で，契約金額 40,498,010円（単価契約分を除き，長期継続契約によるものについては平成25年度分の契約金額），支出済額 24,909,873円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，6件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分検査調書，支出命令等を調査した結果，仕様書の見直しが必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこの課が管理に関する事務を行う施設は，高倉市民の家ほか43施設となっている。

これら施設の維持管理状況について公有財産台帳（副本）等の調査及び現地調査をした結果は，次のとおりである。

㊦ 公有財産台帳等の整備状況等

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうか等について調査した結果、他課が管理に関する事務を行っている施設に係る公有財産がこの課の所管となっているものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(f) 現地調査

1 1月27日に地域市民の家 10箇所及び普通財産 2箇所を抽出して現地を調査した結果、地域市民の家の自動車駐車場が地域市民の家利用者以外の者により使用されていたものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、高倉市民の家における自治会防災倉庫ほか 83件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果は、次のとおりである。

(ア) 使用料が過大に積算されていたものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

(イ) 使用料の算定に誤りがあるもの（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）があるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 貸借物の転貸について

9月末日現在におけるこの課が管理する貸借物の転貸の状況は、藤が岡市民の家の飲料等自動販売機ほか 6件となっている。

これらが「民法」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、地域市民の家施設使用申請書等を調査した結果、その手続の方法を見直す必要があるものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

エ 施設用地等の貸借について

9月末日現在におけるこの課が管理する施設用地等の貸借状況は、藤が岡市民の家ほか 8件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 補助金の執行は適正か

9月末日現在における補助金の執行状況は、藤沢市地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助金ほか 3件で交付決定額 30,510,100円，支出済額 7,582,100円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果、申請に対する審査が十分で

ないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 消耗品の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、16件 318,966円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月22日に市民自治推進課において現地調査を行い、8件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

2 市民窓口センター

(1) 証明閲覧手数料及び火葬場使用料の収入は適正か

9月末日現在における証明閲覧手数料の取扱件数は134,234通で、収入済額は40,123,550円、火葬場使用料の取扱件数は829件で、収入済額は12,495,000円となっている。

これらが「藤沢市手数料条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9月1日分から同月15日分までを抽出し、戸籍証明書等の請求書、住民票の写し等交付請求書、藤沢聖苑使用許可申請書、印鑑登録証明書交付申請書、収納金通知書、金銭登録機記録シート等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また、12月4日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は各種請求書及び申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、戸籍・住民基本台帳関係業務ほか14件で、契約金額47,903,957円（単価契約分を除く。）、支出済額3,991,939円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の承諾に係る手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

3 市民相談情報課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、平成25年度藤沢市コールセンター運営業務ほか10件で、契約金額39,978,969円（単価契約分を除き、長期継続契約によるものについては平成25年度分の契約金額）、支出済額4,563,582円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調

査した結果、仕様書の見直しが必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

4 防犯交通安全課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行は、学童等交通誘導員業務ほか8件で、契約金額6,620,598円（単価契約分を除く。）、支出済額5,182,479円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、契約方法の見直しが必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 補助金の執行は適正か

9月末日現在における補助金の執行状況は、交通安全団体等活動推進事業補助金ほか5件で、交付決定額133,907,452円、支出済額65,399,146円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、補助金額の算定方法を明確にする必要があるものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

5 六会市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、六会市民センター庁舎管理等業務ほか4件で、契約金額23,668,155円、支出済額8,381,711円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なもの認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、六会市民センターほか42施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、六会市民センターのみである。

公園敷地については、すべてが公有財産で、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、公有財産が一部あるが、そのほとんどが賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているもので、これらの契約事務の所管課は都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 六会市民センター

11月28日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 15箇所、緑の広場 7箇所を抽出して11月28日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、六会市民センターにおけるコココーラセントラルジャパン株式会社の災害対応型自販機ほか4件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可等

9月末日現在における公園占用許可及び公園内行為許可の状況(平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、北窪公園におけるサンシニアクラブの地域老人会の懇親ほか33件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるものがある(使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。)など事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、9件116,317円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件

の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月28日に六会市民センターにおいて現地調査を行い、6件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

6 片瀬市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、片瀬市民センター庁舎管理等業務ほか4件で、契約金額14,083,250円、支出済額3,335,308円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、片瀬市民センターほか24施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、片瀬市民センターのみである。

公園敷地については、そのすべてが公有財産で、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けていると公有財産で、これらの契約事務及び公有財産の所管課は都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㍿ 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

㍿ 現地調査

a 片瀬市民センター

11月26日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園13箇所及び緑の広場3箇所を抽出して11月26日に現地調査した結果、適切

に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(㊦) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況(平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、片瀬市民センターにおける東日本電信電話株式会社神奈川支店の第1種電話柱ほか7件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(㊧) 公園占用許可等

9月末日現在における公園占用許可及び公園内行為許可の状況(平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、州鼻公園ほか14公園における参議院議員選挙の公営ポスター掲示板ほか16件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書(控)、公園使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は、市民センター駐車場となっている。

これが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適正なものと認められた。

7 明治市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、明治市民センター庁舎管理等業務ほか4件で、契約金額16,688,990円、支出済額5,257,780円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、契約手続の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、明治市民センターほか27施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあって

は維持管理、占用及び使用の許可、使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあつては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、明治市民センターのみである。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものと公有財産で、これらの契約事務及び公有財産の所管課は都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(7) 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 現地調査

a 明治市民センター

11月25日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 10箇所及び緑の広場 5箇所を抽出して11月25日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(9) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、明治市民センターにおける東京電力株式会社藤沢支社の第1種電柱ほか7件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(10) 公園占用許可等

9月末日現在における公園占用許可及び公園内行為許可の状況（平成25年度において、このセンターが事務を実施したものに限る。）は、神台まちかど公園ほか9公園における参議院議員選挙の公営ポスター掲示板ほか17件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

8 御所見市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、御所見市民センター庁舎管理等業務ほか3件で、契約金額8,155,560円、支出済額3,758,279円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書の見直しが必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、御所見市民センターほか18施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに占用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、御所見市民センター及び(旧)御所見市民センターの一部のみである。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものと県有財産の使用の許可を受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ウ) 公有財産台帳等の整備状況

御所見市民センターに係る公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(エ) 現地調査

a 御所見市民センター及び(旧)御所見市民センター

11月27日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園7箇所、緑の広場3箇所を抽出して、11月27日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、御所見市民センターにおける東日本電信電話株式会社の室外公衆電話ボックスほか7件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，適切なものと認められた。

(8) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況（平成25年度においてこのセンターが事務を実施するものに限る。）は，大上公園におけるテントほか1件となっている。

このセンターにおいて実施した公園占用許可に関する事務が「藤沢市都市公園条例」，「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，公園占用許可申請書，公園占用許可書（控），公園使用料減免申請書等を調査した結果，使用料の算定に誤りがあるものがある（使用料については免除としているので，徴収額の変更は生じない。）など事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は，16件 333,225円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，全件の支出命令，請求書等を調査するとともに，11月27日に御所見市民センターにおいて現地調査を行い，9件について現物確認をした結果，実施した手続（市役所内部の調査に限定しており，支払先への調査は行っていない。）の範囲内において，支出済額は適正なもの認められた。

9 遠藤市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は，遠藤市民センター庁舎管理等業務ほか1件で，契約金額 8,109,150円，支出済額 2,552,026円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分検査調書，支出命令等を調査した結果，再委託の承諾に係る手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は，遠藤市民センター

ほか 15施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、占用及び使用の許可、使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあつては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、遠藤市民センターのみである。

公園敷地については、すべて公有財産で、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 遠藤市民センター

11月22日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園4箇所及び緑の広場3箇所を抽出して11月22日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、遠藤市民センターにおける東日本電信電話株式会社神奈川支店の室外公衆電話ボックスほか7件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、9件207,406円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令，請求書等を調査するとともに、11月22日に遠藤市民センターにおいて現地調査を行い、8件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものとして認められた。

10 長後市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、長後市民センター庁舎管理等業務ほか2件で、契約金額16,449,090円、支出済額5,156,865円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、長後市民センターほか34施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、占用及び使用の許可、使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、長後市民センターのみである。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㍿ 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

㍿ 現地調査

a 長後市民センター

11月29日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園9箇所及び緑の広場5箇所を抽出して11月29日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

㍿ 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限り）は、長後市民センターにおける株式会社東幸湘南

営業所の受託業者従事者詰所ほか 8件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，適切なものと認められた。

(f) 公園占用許可等

9月末日現在における公園占用許可及び公園内行為許可の状況(平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は，長後公園における長後5区自治会の自主防災訓練ほか 4件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」，「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，公園占用許可申請書，公園占用許可書(控)，公園使用料減免申請書等を調査した結果，使用料の算定に誤りがあったので(使用料については免除としているので，徴収額の変更は生じない。)，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は，商店街活性化事業補助金ほか 5件で，交付決定額 5,779,000円，支出済額 1,741,000円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，2件を抽出して補助金交付申請書，同決定通知書(写)，支出命令等を調査した結果，補助金額の算定方法を明確にする必要があるものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

1.1 辻堂市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は，辻堂市民センター総合管理業務ほか 2件で，契約金額 11,408,250円(長期継続契約によるものについては平成25年度分の契約金額)，支出済額 1,449,525円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものとして認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は，辻堂市民センターほか 31施設となっている。

なお，管理に関する事務の内容については，藤沢市行政組織規則によれば，公園にあっては維持管理，修繕，占用及び使用の許可並びに占用料等の徴収，緑の広場にあっては維持管

理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、辻堂市民センターのみである。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものと県有財産の使用の許可を受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 辻堂市民センター

11月26日に現地調査した結果、適切なものと認められた。

b その他の施設

公園 9箇所及び緑の広場 7箇所を抽出して、11月26日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、辻堂市民センターにおける東日本電信電話㈱の室内公衆電話ほか6件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可等

9月末日現在における公園占用許可及び公園内行為許可の状況（平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、駅前町公園における辻堂ローカルクラブの地域活性化イベントほか6件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるものがあつたので（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

1.2 善行市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務（善行地区）ほか4件で、契約金額16,704,975円、支出済額4,786,869円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、善行市民センターほか34施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあつては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあつては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、善行市民センター及び善行市民センター駐車場用地である。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものであるが、これらの契約事務の所管課は都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㍑ 公有財産台帳等の整備状況

この市民センター及び市民センター駐車場用地の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

㍒ 現地調査

a 善行市民センター及び善行市民センター駐車場用地

11月15日に現地調査をした結果、普通財産として分類されている土地の利用方法が、その目的と一致していないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 13箇所、緑の広場 2箇所を抽出して、11月15日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、善行市民センターにおける東京電力株式会社藤沢支社の第2種電柱ほか4件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 普通財産貸付

9月末日現在における普通財産の貸付の状況は、善行市民センター駐車場用地における東京電力株式会社藤沢支社の第1種電柱ほか2件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書、公有財産借受申込書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(ウ) 公園占用許可等

9月末日現在における公園占用許可等の状況(平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、椎の実公園における善行台町町内会の善行ふれあいフェスタほか10件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、14件 226,485円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月15日に善行市民センターにおいて現地調査を行い、7件の現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、支出済額は適正なものとして認められた。

1.3 湘南大庭市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、湘南大庭市民センター総合管理業務ほか6件で、契約金額 42,943,740円、支出済額 13,804,639円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、契

約手続の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、湘南大庭市民センターほか 27施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、湘南大庭市民センターのみである。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものであるが、これらの契約事務の所管課は都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

このセンターの公有財産台帳（副本）が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 湘南大庭市民センター

11月20日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 20箇所、緑の広場 1箇所を抽出して11月20日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、湘南大庭市民センターにおける東京電力株式会社藤沢支社の第1種電柱ほか6件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可等

9月末日現在における公園占用許可等の状況(平成25年度においてこのセンターが事務を実施したものに限り)は、城下公園における神奈川県土建湘南支部の住宅デーほか32件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る)は、26件935,229円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月20日に湘南大庭市民センターにおいて現地調査を行い、11件の現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない)の範囲内において、支出済額は適正なものとして認められた。

1.4 湘南台市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務(湘南台地区)ほか1件で、契約金額15,133,000円(単価契約分を除く)、支出済額7,594,000円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、青葉公園ほか31箇所となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあつては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあつては維持管理となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものであるが、これらの契約事務の所管課は都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公園12箇所、緑の広場3箇所を抽出して、11月26日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

施設の目的外使用許可等についてこのセンターが平成25年度において事務を執行したものは、公園占用許可及び公園内行為許可であり、その9月末日現在における状況は、高倉公園における藤沢市生活衛生課の狂犬病予防定期集合注射会場の使用ほか26箇所となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査した結果、次のとおりである。

(ア) 公園占用に係る使用料が誤って積算されていたものがあったので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

(イ) 使用料の算定に誤りがあるもの（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）が見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

1.5 鵜沼市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務（鵜沼地区）ほか3件で、契約金額31,112,850円（単価契約分を除く。）、支出済額10,308,623円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の承諾に係る手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、砥上公園ほか50箇所となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、修繕、占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収、緑の広場にあっては維持管理となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園みどり課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものであるが、これらの契約事務の所管課は都市整備部公園みどり課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公園15箇所、緑の広場10箇所を抽出して、11月28日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

施設の目的外使用許可等についてこのセンターが平成25年度において事務を実施したものは、公園占用許可及び公園内行為許可であり、その9月末日現在における状況は、奥田公園における湘南建設組合の第84回メーデーほか23件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、22件502,799円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月28日に鵠沼市民センターにおいて現地調査を行い、9件の現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

1.6 公益財団法人藤沢市みらい創造財団

(1) 財務に関する事務の執行は適正か

ア 調査内容等について

平成24年度貸借対照表と平成25年度総勘定元帳の期首残高との突合並びに当該総勘定元帳、理事会及び評議委員会の議事録等の査閲並びに11月19日及び29日にヒアリングを行い、財務数値の比較分析と自主事業の分析を行った。

主要な監査手続は以上のとおりであり、各会計年度の財務書類について適否の意見を述べるものではない。

イ 財団の財務に関する事務の執行について総括

公益財団法人藤沢市みらい創造財団の財務に関する事務の執行については、次の課題等がある。

(㍑) 資金運用規程について

資金運用規程の運用資産の範囲について、藤沢市公金管理運用基準に準拠していない箇所が見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(㍒) 四半期等の損益分析について

四半期ごとにキャッシュベースの試算表を作成しているが、事業別・セグメント別などの損益分析（管理）を月次又は四半期ごとに実施されることが望ましい。少なくとも半期での発生ベースの数値把握を要望する。

(㍓) 内部統制制度の充実について

業務遂行に当たっては、今後とも法令遵守とともに内部統制機能の充実に向け諸規定の整備と運用を図っていくよう要望する。

(エ) 収益事業について

収益事業は指定管理事業に付随したものがほとんどである。公益事業は収支相償が求められる、法人の安定的な運営には安定的な収益事業の確保が求められる。

また、平成24年度には、収益事業から発生した法人税等が2,016千円計上されているが、税金負担の優遇措置が公益財団法人のメリットの一つであることを念頭に今後の事務を執行することを要望する。

(オ) 自主事業等について

公益事業で資金余剰が生じることは、収支相償の原則から判断すると、一つの課題といえる。過去の経緯や事業の実態から資金余剰が生じるとしても、この事業のあり方には検討が必要と思われる。また、この資金余剰を前提とした自主事業の実施についても再検討を要望する。

17 特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会

(1) 藤沢市市民活動推進センターに係る指定管理者の業務について

9月末日現在におけるこの法人が市からの指定を受けて実施している藤沢市市民活動推進センターに係る管理業務は、次のとおりとなっている。

(単位：円)

業 務 名	金 額	指 定 期 間
藤沢市市民活動推進センター管理運営業務	19,135,816	2013年(平成25年)4月1日から 2018年(平成30年)3月31日まで

※ 金額は、平成25年度の指定管理料の額

これが「藤沢市市民活動推進条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、基本協定書、年度協定書、仕様書、収支計算書、事業報告書等を調査した結果、業務の執行は適正なものと認められた。

また、12月4日に管理対象施設の現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

18 公益社団法人藤沢市観光協会

(1) 藤沢市江の島岩屋に係る指定管理者の業務について

9月末日現在におけるこの法人が市からの指定を受けて実施している藤沢市江の島岩屋に係る管理業務は、次のとおりとなっている。

(単位：円)

業 務 名	金 額	指 定 期 間
藤沢市江の島岩屋管理運営業務	51,322,437	2013年(平成25年)4月1日から 2018年(平成30年)3月31日まで

※ 金額は、平成25年度の管理運営業務に要する経費

これが「藤沢市江の島岩屋条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、基本協定書、年度協定書、仕様書、収支計算書、業務報告書等を調査した結果、適正に管理されているものと認められた。

また、11月21日に管理対象施設の現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

19 江ノ島電鉄株式会社

(1) 藤沢市江の島サムエル・コッキング苑に係る指定管理者の業務について

9月末日現在におけるこの法人が市からの指定を受けて実施している藤沢市江の島サムエル・コッキング苑に係る管理業務は、次のとおりとなっている。

(単位：円)

業 務 名	金 額	指 定 期 間
藤沢市江の島サムエル・コッキング苑管理運営業務	50,641,500	2013年(平成25年)4月1日から 2018年(平成30年)3月31日まで

※ 金額は、平成25年度の管理運営業務に要する経費

これが「藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、基本協定書、年度協定書、仕様書、収支計算書、業務報告書等を調査した結果、業務の執行は適正なものとして認められた。

また、11月18日に管理対象施設の現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。